

続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年6月16日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	パキスタン及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

パキスタン国では、GDP の 6 割以上をサービス業が占め、特に ICT 産業は、過

去4年の累計成長率が100%（パキスタン投資庁、2018年）と成長が著しい。特にソフトウェア開発の領域は輸出増・対外収支改善を牽引し得るポテンシャルを有し、パキスタンソフトウェア輸出庁によれば、2019/20年度のICT輸出額は約12.3億ドルで、財・サービス輸出額合計の4.6%を占める。また、同庁によれば、パキスタンでは年間2万人のICT技術者が輩出されており、一部は米国や欧州の大手企業からの開発業務を請負うレベルの技術力を有し、同国政府は「デジタルパキスタン政策（2018）」において、ICT産業の海外展開を推進する方針を掲げ、先進・高付加価値技術分野への進出や、海外企業による同国人材の活用促進を重点施策としている。

一方、日本では、ICT人材の不足が2030年に45万人に達する（経済産業省、2018年）と見込まれている。両国のICT人材及び企業を有機的に結び付けることは、双方にとり互恵的な関係を構築できる可能性を秘めているが、パキスタンのICT産業に関する日本側の知識や関係構築の機会は限定的であり、円滑な事業推進に必要な両国の橋渡し役を務めるブリッジ人材も不足している。事前に行われた「本邦ICT企業とのビジネスマッチングを通じたICT産業振興にかかる情報収集・確認調査」（2021年）では、他アジア諸国と比べて低廉な価格で比較的高度なソフトウェア開発を行うことができるコストパフォーマンスに加え、AI等の先端技術のレベルが高さや、実装スピードの速さ等も評価されている。

かかる背景等から、現在「ICT産業振興アドバイザー」（2021年9月～2023年8月）が両国のICT産業連携支援のために活動中であるが、同国政府より、専門家の活動を更に拡大し、日・パ両国の市場ニーズに応じた人材の育成・活用及びビジネスマッチングの促進を通じたICT産業の発展を目的とした技術協力にかかる要請が我が国に提出された。

要請では、同国ICT産業におけるビジネスマッチングプラットフォームを構築する等連携支援能力を強化することで、日・パ両国のICT企業間のビジネス交流機会の促進をはかり、もって同国におけるICT産業の輸出振興及び日本のICT産業が抱える課題の改善に寄与する内容として提案されている。

本詳細計画策定調査は、関係諸機関の能力や役割分担を確認し、プロジェクトの実施体制を検討するための情報を分析・整理した上で、プロジェクトの実施体制及び活動内容を提案・協議するとともに、事業に求められる具体的活動（ビジネスマッチングとして同国企業の取引信用情報の確保の方法や、日本への輸出促進施策等）、官民の組織間連携体制、関連する戦略、政策を確認し、プロジェクトに関わる合意文書締結を目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集・整理・分析した上で簡易的な報告書として取り纏める。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2023 年 6 月下旬～2023 年 7 月上旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② パキスタン側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。その際、現地で活動中のパキスタン国「ICT産業振興アドバイザー」とも適宜調整し、同アドバイザーのコメントも踏まえた内容として整理を行う。
- ③ 他の団員と協力し、必要な訪問先の取り纏めを支援する。
- ④ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案（英文）、事前評価表案（案）（和文）の担当分野に関する部分を検討、作成する。
- ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。
- ⑥ 他の団員と協力し、質問票を最終化し JICA に提出する。（現地業務開始前に JICA から先方関係機関等へ配付することを想定している）。

（2）現地業務期間（2023年7月上旬～2023年7月中旬）

- ① JICAパキスタン事務所等との打合せに参加する。
- ② パキスタン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（GIZ、DFID、USAID、NGO等）の活動動向、連携の可能性

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D : Record of Discussions））を他の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M : Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAパキスタン事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2023年7月下旬～2023年8月上旬）

- ① 帰国報告会、社内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の団員が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2023年8月10日(木)までに提出。

次の①～③、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文）
- ② PDM/PO（案）（英文）
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」（<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）の「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まれます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇄バンコク⇄パキスタンを標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - 1 現地業務日程
現地業務期間は2023年7月7日～7月20日を予定しています。
本業務従事者は技術団員と共に、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。現時点では、入国時の隔離期間は不要です。
 - 2 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
 - ア) 総括（JICA）
 - イ) 調査企画（JICA）
 - ウ) 評価団員（本コンサルタント）
 - 3 便宜供与内容
JICAパキスタン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
 - ア) 空港送迎：あり
 - イ) 宿舎手配：あり
 - ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
 - エ) 通訳備上：なし
 - オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、

JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・パキスタン国「本邦ICT企業とのビジネスマッチングを通じたICT産業振興にかかる情報収集・確認調査

[パキスタン・イスラム共和国 本邦ICT企業とのビジネスマッチングを通じたICT産業振興にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート. - \(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp/press/2022/04/20220414_01.html)

・南アジア・中央アジア地域「先端 ICT 技術を用いた ソリューションビジネス振興のための 情報収集・確認調

[南アジア・中央アジア地域 先端ICT 技術を用いたソリューションビジネス振興のための情報収集・確認調査ファイナルレポート \(パキスタン編\). -](https://www.jica.go.jp/press/2022/04/20220414_02.html)

[\(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp)

② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica. go. jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び

調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上